

2022年9月20日

各位

会社名 株式会社 ブラス
代表者名 代表取締役社長 河合 達明
(コード番号: 2424 東証プライム・名証プレミア)
問合せ先 専務取締役 河合 智行
(TEL 052-446-5338)

定款の一部変更及び剰余金の配当（復配）に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款の一部変更及び剰余金の配当（復配）について決議しましたので、下記の通りお知らせいたします。

1. 定款の一部変更について

(1) 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書に規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度導入が導入されたことに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。

- ① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられたことから、変更案第15条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- ② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- ③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネットとみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類等のインターネットとみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>(削除)</p>

現行定款	変更案
(新 設)	(電子提供措置等) 第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、 <u>電子提供措置をとるものとする。</u> 2 当社は、 <u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u>
(新 設)	(附則) (株主総会資料の電子提供に関する経過措置) 第 1 条 2022 年 9 月 1 日から 6 ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、 <u>定款第 15 条 (株主総会参考書類等のインターネットとみなし提供) は、なお効力を有する。</u> 2 本条の規定は、 <u>2022 年 9 月 1 日から 6 ヶ月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u>

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日	2022年10月26日 (水)
定款変更の効力発生日	2022年10月26日 (水)

2. 剰余金の配当について

(1) 配当の内容

	決定額	直近の配当予想 (2022年7月15日公表)	前期実績 (2021年7月期)
基 準 日	2022年7月31日	同左	2021年7月31日
1 株 当 たり 配 当 金	4.00円	同左	0.00円
配 当 金 総 額	21百万円	—	—
効 力 発 生 日	2022年10月27日	—	—
配 当 原 資	利益剰余金	—	—

(2) 配当の理由

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営目標の一つとして認識したうえで、財務状態・業績・事業計画等を勘案し、株主への利益還元を実施していくことを基本方針としております。当期業績におきましては、過去最高業績を更新することができました。これもひとえに株主の皆様をはじめ、関係各位のご支援の賜物であり心より感謝申し上げます。今後の更なる成長に向けた事業拡大への投資とのバランスを考慮しつつ、当期期末配当を一株当たり4円00銭とさせていただきます。なお、本件は2022年10月26日に開催予定の第19回定時株主総会に付議する予定です。

以 上